◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（農林水産省）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とすることとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（農林水産省）

1　家畜の伝染性疾病の名称のうち、「水胞性口炎」、「ブルセラ病」、「結核病」、「ピロプラズマ病」、「アナプラズマ病」、「豚水胞病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水疱性口内炎」、「ブルセラ症」、「結核」、「ピロプラズマ症」、「アナプラズマ症」、「豚水疱病」及び「家きんサルモネラ症」に変更することとした。（第一条及び第六条関係）

2　家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手続について、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手続を定める第五条の規定を準用することとした。（第七条関係）

3　2により都道府県又は市町村が処理することとされている事務について、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第一二条関係）

4　その他の規定について所要の整備を行うこととした。

5　この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行することとした。

◇強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇二号）（経済産業省）

強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とすることとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物に指定することとした。（第一条関係）

㈠　酸化コバルト（Ⅱ）及びこれを含有する製剤

㈡　ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条関係）

㈠　一―アミノプロパン―二―オール及びこれを含有する製剤。ただし、一―アミノプロパン―二―オール四パーセント以下を含有するものを除く。

㈡　二―イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―イソブトキシエタノール一〇パーセント以下を含有するものを除く。

㈢　オキシラン―二―イルメチル＝メタクリラート及びこれを含有する製剤

㈣　一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

㈤　二・四―ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

㈥　ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一パーセント以下を含有するものを除く。

㈦　一―ビニル―二―ピロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一―ビニル―二―ピロリドン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

㈧　ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

㈨　ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六パーセント以下を含有するものを除く。

㈩　ベンゼン―一・四―ジカルボニル＝ジクロリド及びこれを含有する製剤

(一)　ベンゾイル＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル＝クロリド〇・〇五パーセント以下を含有するものを除く。

(二)　メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五パーセント以下を含有するものを除く。

(三)　硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤

(四)　硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条関係）

㈠　四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤

㈡　三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

㈢　水酸化リチウム一水和物〇・五パーセント以下を含有する製剤

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定（条約第三号）（外務省）

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語を定義している。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。また、各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を可能な限り合理的な期間内に公表すること等を規定している。さらに、各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を規定している。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している。（第四条関係）

5　両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の義務を再確認すること等を規定している。（第五条関係）

6　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。（第六条関係）

7　各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。（第七条関係）

8　一方の締約国は、外国人の入国等に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している。（第八条関係）

9　いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第九条関係）

10　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一〇条関係）

11　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一一条関係）

12　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一二条関係）

13　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一三条関係）